

花巻市学校給食用物資納入業者の登録に関する手引き

令和 7 年 10 月
花巻市教育委員会

本手引きは、「花巻市学校給食物資納入業者の登録に関する要綱」に基づき、花巻市の学校給食センターに給食用物資を納入するために必要となる納入業者の登録に関して定めるものです。

1 この手引きの対象

この手引きの対象となるのは、花巻市内の学校給食センターにおける給食用物資の納入のみです。

2 登録の要件

納入業者の登録資格要件は、次の事項を全て満たす者とする。

No.	項目
1	県内に本店、支店、製造工場、店舗、営業所、販売所等（以下「営業施設」という。）を有していること。
2	市税に未納がないこと。
3	納入した給食用物資への異物混入等の緊急時に直ちに対応できる体制が整っていること。
4	引き続き 1 年以上事業を営んでいること。なお、新たに組合等を組織して登録しようとする場合は、当該組織を構成する各者が引き続き 1 年以上事業を営んでいること。
5	営業施設及び納入しようとする給食物資の衛生管理並びに従業員に対する健康管理が十分に行われていること。
6	仕入れ及び製造加工並びに搬送の能力が十分にあり、指示した期日、時刻及び場所に指示した量の給食用物資を納入できること。
7	営業に関し、法令上資格を必要とする業種にあっては、当該資格を有していること。
8	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
9	役員等が花巻市暴力団排除条例（平成 27 年花巻市条例第 52 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団等に該当しないこと。

3 登録の対象物資及び対象施設

（１）対象物資

区分	品目	主な物資名
A	肉類	精肉、ハム、ソーセージ、鶏卵等
B	魚介類	鮮魚、冷凍魚、加工魚（フライ等）、魚肉加工品（かまぼこ等）
C	冷凍食品	冷凍加工品、野菜、麺類、フライ、ボイルパック等
D	豆腐、こんにゃく類	豆腐、油揚げ、納豆、こんにゃく等

区分	品目	主な物資名
E	デザート類	ヨーグルト、ゼリー、ケーキ等（冷凍品を含む）
F	野菜類	キャベツ、人参、大根、もやし、きのこ等
G	果実類	りんご、ブドウ等
H	みそ、しょうゆ	みそ、しょうゆ
I	一般物資	油脂、乾物類、缶詰、香辛料、その他調味料・加工食品、雑穀、嗜好飲料等

※主食（精米、パン用小麦粉）、牛乳は対象外です。

（２）対象施設

1	花巻学校給食センター	花巻市若葉町2丁目16番22号
2	南城学校給食センター	花巻市南城110番地1
3	湯口学校給食センター	花巻市円万寺字法船96番地6
4	湯本学校給食センター	花巻市大畑第3地割331番地1
5	矢沢学校給食センター	花巻市高木第20地割81番地1
6	宮野目学校給食センター	花巻市西宮野目第6地割156番地2
7	西南学校給食センター	花巻市中笹間15地割1番地
8	大迫学校給食センター	花巻市大迫町大迫第1地割4番地58
9	石鳥谷学校給食センター	花巻市石鳥谷町八幡第4地割100番地1
10	東和学校給食センター	花巻市東和町土沢5区20番地

4 登録申請提出書類について

登録申請に必要な申請書類は、花巻市教育委員会事務局の窓口で受け取るか市教育委員会学校給食のホームページからダウンロードしてください。

(URL: https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/kyuusyoku/1015777.html)

申請の際は、記入漏れ、必要書類の添付漏れがないよう確認の上、提出してください。

No.	名称	備考
1	登録申請書(様式第2号)	
2	営業規模概況調書(様式第3号)	
3	市税 ※別表参照のこと 納税証明書(前年度分)又は未納なし証明書の写し	直近3か月の写し
4	営業許可証の写し、又は、営業届出書の写し	
5	食品衛生監視票の写し (営業許可証の写しを提出する場合に限る。)	直近1年以内の写し
6	営業施設等の衛生に関する自主点検記録表等の写し(任意様式)	営業上、許可が必要でない業者のうち、自主的に衛生管理等の取組を行っていることを証するものがある場合提出
7	誓約書(様式第4号) ※記載された個人情報、花巻警察署に照会を行う目的のみに使用するものです。	

(別表) 納税証明書提出区分

	形態	提出の有無	納税証明書の種類
法人	本店が市内	有	法人市民税・固定資産税・軽自動車税
	本店が市外	無	
	本店が市外で 支店が市内	(本店) 無 (支店) 有	(支店) 法人市民税・固定資産税・軽自動車税
	本店・支店ともに市外	無	
個人	本店が市内	有	市県民税・固定資産税 軽自動車税・国民健康保険
	本店が市外	無	

5 申請書の提出方法

(1) 持参の場合

花巻市教育委員会事務局 学務管理課学校給食管理室（石鳥谷総合支所2階）
受付時間 午前9時から午後5時（土・日・祝祭日を除く平日）

(2) 郵送の場合

〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地
「花巻市教育委員会 学務管理課学校給食管理室」宛て
※受付期間内の消印があるものを有効とします。
※申請内容についてお問い合わせする場合があります。

6 申請書の受付期間

令和7年10月24日（金）から令和7年11月28日（金）まで

7 登録の通知

申請書の記載内容及び添付資料を確認し、物資納入業者に適しているか判定します。
結果は、令和8年1月31日までに文書により通知します。

8 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
※ただし、次期の名簿が作成されるまで延長されることがあります。

9 資格の喪失及び取消し

(1) 資格の喪失

資格者が、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当したとき。

(2) 資格の取消し

資格者が、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が登録業者として不適当と認めたとき。

(4) 既に給食物資を納入することが決まっていた場合でも、上記に該当することになった場合は、その納入を停止することがあります。この場合において、教育委員会では発生した損害の補償はいたしませんのでご承知おきください。

10 登録事項の変更について

名簿登載後、登録事項に変更が生じたとき、又は営業を廃止若しくは休止したときは、「花巻市学校給食用物資納入業者の登録事項変更に関する届（様式6号）」に必要書類を添付し、速やかに花巻市教育委員会に提出して下さい。

11 登録制度における注意事項

(1) 名簿に登録された方は、花巻市が発注する給食用物資購入に係る業者選定の対象となりますが、登録によって給食用物資の発注が確約されるものではありませんので、ご承知おきください。

(2) 契約に係る見積品等の提出に要する経費は、見積者の負担となります。

(3) 学校給食用物資の発注は、花巻市学校給食センターがそれぞれ行います。

(4) 登録後の発注及び納品、請求については、登録通知と併せてお知らせします。

12 本件に関する問い合わせ先

〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地

花巻市教育委員会学務管理課学校給食管理室（電話：0198-41-3145）